一　保安林の所在場所　山梨県大月市笹子町黒野田字奥野七九七の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第五百四十七号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字徳市字椋目五六四の一、五六四の二、五六四の一〇、五六八の一、五六八の一六、五六九の一、五六九の三、五七〇、五七一、五七三の一、五七四、五七七の一、五七八の四、五八四の四、五九〇、六〇七、六〇八の一、六〇九の一、六一一の一、六一二の一、六一四、六一七の一、六一九の一、六二二の一、六二四の一、六二五の一、六二六の一、六三二の一から六三三の一三まで、六三三の一五、六三三の一六、六三三の一八、六三三の二〇、六三三の二二、六三三の二四、六三三の二六、六五二、六五三、六五六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第五百四十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町奥野井三八七の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第五百四十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町榎谷二の一、二の二(次の図に示す部分に限る。)、九、六七〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山川町榎谷二の二(次の図に示す部分に限る。)、九、六七〇の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第五百五十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字小手七五の四、七五の五、七五の七、七五の八、七五の一二、七五の一三、七五の一六、七五の一七、七五の一九、七五の二〇、七五の三一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第五百五十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市蟇目第一地割八〇の六・八〇の八から八〇の一〇まで・八〇の一二・八〇の一三・八四・八七(以上八筆国有林。)
二　保安林として指定された目的　落石の危険の防止
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第五百五十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字小世良字大谷山一八〇の七(国有林)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第五百五十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町桑原字境口八〇四の四三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第五百五十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭折宇石畳一の四・一の九・一の一〇(以上三筆国有林)、一の八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第五百五十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正